



発行 新潟県

| |
|----------|
| 号外 2 |
| 令和5年1月6日 |

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 12 家畜伝染病の発生届（畜産課）
- 13 移動及び搬出の禁止（畜産課）

告 示

◎新潟県告示第12号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和5年1月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 発生伝染病の種類
高病原性鳥インフルエンザ
- 2 家畜の種類
鶏
- 3 患畜、疑似患畜の別
疑似患畜
- 4 頭数（羽数）
約130万羽
- 5 発生場所
村上市
- 6 発生年月日
令和5年1月6日

◎新潟県告示第13号

高病原性鳥インフルエンザまん延防止のため、家畜伝染病予防法第32条第1項及び新潟県家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年11月2日新潟県規則第78号）第10条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び搬出を禁止する。

令和5年1月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 家畜の種類等
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 2 移動を禁止する区域
別紙のとおり
- 3 他の区域への移動を禁止する区域
別紙のとおり
- 4 禁止する期間
令和5年1月6日から当分の間

(別紙は省略し、新潟県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供する。)